

平素は、当協会に対する格別のご支援ご理解に対して厚く御礼申し上げます。さて、公益法人移行 6 期目期初にあたり、代表としてメッセージを差し上げます。

見えざる資産である無形資産が大きな価値を持つ知識経済社会において、知財マネジメント(知財経営)は極めて重要で、企業収益や株価(企業価値)に直結します。

日本は、20年前から知財立国政策を開始し、毎年1000億円以上の予算(税金)を投入してこの政策を推進していますが、知財が利益や企業価値に結び付かず、株価に占める無形資産価値は極めて低い状態です。例えば、株価純資産倍率(PBR)という数値で見ると、日本は世界平均の半分の1.1、米国の3割以下、GAFA の約10分の1の状況です。日本は知財等無形資産マネジメントの後進国です。主な原因は、全社員による商品・知財・業務の一体的マネジメントの欠落にあると考えられます。

開発すればまずは特許出願というパラダイムは変わらず、特許を取れば国や特許庁が保護してくれるという幻想があります。特許は、国や特許庁等がその権利を保証したものではありません。特許は、出願費として数十万円～100万円、権利維持費(維持年金)として20年間で100万円以上かかるという費用リスクや、全世界に公開される出願リスクや、特許権者敗訴率が80%の現実や、不正(フェイク特許)による裁判リスク(反訴リスク)等の種々の問題があります。日本の特許等出願市場は年間1兆円、日本には160万件の特許がありますが、特許が利益に直結せず、価値どころかむしろ負債(維持年金)で、特に裁判費用を担保しない中小企業の国内外への特許出願は、貴重な発明を多額の出願費用を払って世界にばらまく行為です。

知財は特許商標等の特許庁に出願して権利にする出願知財だけではありません。これは知財全体の2～3%程度です。これより重要・大規模なものが、見えざる資産(IA: Intangible Assets)である企業固有情報です。この情報は、商品(製品・サービス)に使用され商品の価値を形成する固有の情報(仕入れ、設計、設備、製造ノウハウ、検査、顧客情報、経営計画、業務管理、人材情報等)で、商品差別化や利益やブランドに繋がります。ところが、この無形資産(IA)を法的保護が受けられる知財情報(IP: Intellectual Property)にしていない為、これら固有情報の流失、盗用、搾取等の不正行為によって企業価値向上や利益貢献が出来ていません。この見えざる資産(IA)を非出願知財(IP)として保護活用することは知識経済社会の要諦です。この為のプラットフォームを提供し、研究啓発支援するのが当協会(SIR)で、世界最初であります。

協会の非出願知財は、公証人役場と比較されますが異なります。公証人役場は、離婚等の公正証書を作成するところで知財には素人ですが、先使用权確保のために、ノウハウ等の情報を封筒に入れて封印し保管してもらうことがあります。しかし、数が

多くなると管理は不可能になります。(開封すると改ざんしていない証拠にならない。)協会(SIR)発足前には、先使用権の受け皿として推奨されましたが、古い方法です。

これに対して協会システムは、知財情報として、文書、図面のみならず写真、音声、動画等のデジタルデータを対象にできること、世界に通用するISO準拠の実績のあるタイムスタンプ押印(存在証明及び非改ざん証明)ができること、知財(IP)コードによる第三者認証及び識別番号(公益法人が認証した証印で、特許番号等に相当)によって、大量の知財登録情報があっても、いつでも必要な時にその情報の確認、追加、削除、管理が容易に行える上に、**先使用権主張、知財情報流失盗用防止、偽物管理、知財権侵害対策、ライセンス活用等のあらゆる分野において、出願知財と比較して、桁違いにコストパフォーマンスが高い知財保護活用が実現できます。**

更に、正会員には、理事長等による無料知財コンサルティング(遠距離時は旅費必要)や権利行使等の具体的支援を受けることができます。また、フジキン様ご好意により毎号3万部発行の知財情報誌『創』に無料で知財情報を掲載しPRすることも可能です。是非協会ホームページのお問合せ等を通じて、ご相談・ご活用ください。

協会(SIR)登録知財は、主に不正競争防止法や著作権法によって保護されます。自身の登録知財が侵害された場合は、損害賠償である民事提訴の前に、相手側へ事前の警告を行った後で刑事事件にすることで、警察による捜査圧力や侵害提訴時は、懲役10年以下、罰金1000万円以下もしくはその併科という刑事罰を科すことも可能です。刑事事件の場合、原告側に捜査や裁判費用の負担がないことや民事も早期に終結できるメリットがあります(但し特許は刑事提訴実質不可)。**今後できるだけ早期に協会登録知財による刑事事件並びに民事訴追の事例を創りたいと思います。知財は広く商品に使用して価値を生みます。『知財を利益・ブランド・誇りに直結』させる協会として、協会登録知財による収益活用事例も併せて創りたいと思います。**

なお不正競争防止法は、秘密知財(営業秘密)としても保護できますが、屋号や商品名等の商標的な情報やデザインのような意匠的な情報も知財登録し、これを公開し周知化(上記創誌等に掲載して周知)させることで類似品を排除することも可能です。

知財登録加速のために、知財登録の分かり易いマニュアル等をメールにて提供します。また、協会パートナー(NTTデータ様やAIのアイメソフト様)並びに大阪大学等と協力して、より進化した知財プラットフォーム構築や知財研究啓発を推進し、会員数並びに知財登録数の大幅増を実現し、**知財パラダイムシフトを先導する所存です。**高貴に生きる(公益に資す)者として、今後とも皆様の益々のご支援ご理解をよろしくお願い申し上げます。

会長兼理事長 玉井 誠一郎 敬白